

令和 7 年 度

# 山形県内部統制評価報告書審査意見書

山 形 県 監 査 委 員

8監委 第 21 号  
令和 8 年 9 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 加 賀 正 和

山形県監査委員 小 松 伸 也

山形県監査委員 柴 田 優

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和 7 年度山形県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和8年7月14日付けで審査に付された  
令和7年度山形県内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見書を  
提出します。

# 令和7年度山形県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

### 2 審査の種類

令和7年度山形県内部統制評価報告書審査

### 3 審査の対象

山形県内部統制評価報告書

### 4 審査の着眼点

- (1) 評価が適切に実施されているか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

### 5 審査の実施内容

山形県内部統制に関する基本方針、山形県内部統制実施要領、各所属作成の内部統制実施計画書（兼）実施結果報告書及びリスク対応策実施状況評価シート（以下「評価シート」という。）等について、上記4の着眼点に基づき確認するとともに、内部統制推進（評価）部局並びに各所属からの聴取のほか、定期監査等において得られた知見を踏まえ、慎重に審査を行った。

## 第2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

## 2 審査の意見

内部統制制度の取組を始めてから令和7年度で6年が経過し、各所属においては、所属長のマネジメントの下で制度の運用に努めており、職員間のコミュニケーションや情報共有により、事務処理の進捗状況の把握や複数人によるチェック等が行われているものの、依然として不備が見受けられる。

とりわけ、人事異動や事務分掌の変更等で、新たに業務を担当した職員が事務に不慣れなことなどが、不備の発生につながっている事例が多く見られる。

このため、各所属においては、事務処理にあたり、誰もが理解しやすい引継書やマニュアル等の整備を図るほか、日頃の職場内のOJTによる習得に努められたい。

加えて、会計事務を統括する部局においては、会計事務に関して、新規採用職員や事務の新任者への研修はもとより、様々な手法による研修機会の設定や指導・助言の充実強化を図るなど、職員に必要な実務能力の習得を進め、継続的な資質向上に努められたい。

また、内部統制推進部局においては、把握した不備に対する有効な改善策を全庁横断的に共有し、効果的な対応を図られたい。例えば、視認性を高めた分かりやすいチェックシートの好事例を適時に全ての所属へ情報提供し横展開を図るなど、不備の発生及び再発防止の徹底に努められたい。

本制度の実施により、不適正な事務処理の未然防止が一定程度図られていると認められるが、評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されることから、その原因を把握し、有効な対応を図られたい。

組織全体として、不備が発生しにくい環境づくりに努め、本制度の更なる浸透と定着を図り、内部統制の実効性を高めていくことが重要である。